平成２９年（フ）第７２７号
名古屋市南区堤起町２丁目11番地の２
破産者　鈴木　匡浩（旧姓山田）
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８３０号
名古屋市緑区大高町字亀原24番地の１　エントピアｉ201号、従前の住所愛知県東海市名和町三ツ屋48番地　ｂｉｅｎ－ｅｔｒｅ三ツ屋103号室
破産者　西田　勝誉
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８９５号
名古屋市東区矢田３丁目２番40号　ストークハイツ405号、従前の住所名古屋市千種区鹿子殿16番４－53号　鹿子殿第２住宅
破産者　濵口　哲也
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０２３号
愛知県津島市藤浪町１丁目17番地４　津島団地５棟820号
破産者　横江　三男（旧姓江原）
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１６号
神戸市須磨区須磨浦通５丁目６番17―203号
破産者　上田　眞也
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１７号
神戸市須磨区須磨浦通５丁目６番17―203号
破産者　上田　寿美
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９１号
広島市中区西十日市町５番12―505号
破産者　原田　雅幸
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１１号
長崎県長崎市桶屋町31番地３　グランドマンション603号
破産者　毎熊小百合（旧姓濵田）
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２８号
長崎県大村市古賀島町483番地１　ポモドーロⅠ103号室、旧住所福岡県大牟田市上白川町２丁目262番地12　グランド・プレミアム103号
破産者　髙椋　千枝
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
長崎県東彼杵郡東彼杵町木場郷1167番地、旧住所長崎県長崎市矢上町42番29号　ラ　コリーヌ城山102号室、長崎県長崎市万才町３番33号　葉山ビル202号室
破産者　佐藤　　敦
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
北海道帯広市西16条南４丁目39番23号　山廣義晴方
破産者　山廣　英和
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
青森県上北郡七戸町字森ノ上135番地11
破産者　向中野優子
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３９号
青森県三戸郡南部町大字法光寺字日渡25番地１
破産者　大下　民男
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
岩手県陸前高田市米崎町字高畑82番地３
破産者　熊谷　浩之
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１８３５号
横浜市保土ケ谷区仏向西40番１号
破産者　主田　辰也
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７号
新潟県長岡市蓮潟５丁目７番23号、前住所新潟県新潟市東区寺山２丁目８番19号　Ｋビル202号
破産者　今井　政美
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
富山県下新川郡入善町目川280番地
破産者　杉澤眞理子
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７０号
富山市布瀬町南１丁目22番地４　ティービー・パラッツオ101号
破産者　五十嵐ルミ子
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部